消防法・建築基準法の順守について

飲食・保育・介護等の事業を行う場合には、事業の許認可に係る関係法令をはじめ、消防法・　　　建築基準法等の法令についても順守する必要があります。特に既存の建物を活用して次の行為を　行う場合は、建物の所有者にその旨知らせると共に、建物に詳しい建築士や施工業者と相談し、法令への適合性について十分に確認した上で、事業開設等の申請・届出の手続きをお願いいたします。

消防法・建築基準法に関して不明な点がございましたら、事業を開設する部分の図面及び建物　全体の図面を用意していただき、各消防署予防課及び各区役所建築課へ相談してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 法令の適合性の確認（○：必要） |
| 消防法 | 建築基準法 |
| ◆既存の建物に増築するとき | ○ | ○※原則、建築確認申請の手続きが必要となります。 |
|  |  | 増築部分 |
| ◆既存の建物をリフォームするとき |  |  |
| 例：内装工事等で、既存の窓を塞ぐ | ○ | ○ |
|  | 　 |  |
| 例：間仕切壁を設けて、部屋を細かく仕切る |
|  |  |  |
| ◆既存の建物の用途を変えるとき |  |  |
| 例１：事務所として使用していた建物で保育事業をはじめる | ○ | ○※用途を変更する部分の床面積が200㎡を超える場合は、建築確認申請の手続きが必要となります。※例１・例２以外で、既存の建物の用途を変更する場合であっても、申請手続きが必要となる場合があります。 |
| 事務所 |  | 保育所 |
| 例２：倉庫として使用していた建物で飲食店をはじめる |
| 倉庫倉庫 |  | 厨房飲食店 |
| ◆消防用設備等をつけるとき・改修するとき |  |  |
|  |  |  | ○ | － |

※ 区分欄に掲載の事項は、一例を示したものです。

※ 相談を円滑に進めるため、建築士や施工業者による法令適合の事前確認をお願いします。

※ 厨房設備や火気使用設備を設けるときは、消防法令への適合性の確認をお願いします。

※ 相談内容によっては、建物に詳しい建築士や施工業者への聴き取りや、建物に関する詳細図面(確認済証や確認通知書に付いている図面や竣工図)が必要となる場合があります。

＜令和５年９月１３日修正＞

【関係機関　お問い合わせ先】

　○建築基準法関係（事業所の所在地を管轄する区役所へ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中区役所建設部建築課 | 中区国泰寺町一丁目4番21号 | 082-504-2579 |
| 東区役所建設部建築課 | 東区東蟹屋町9番38号 | 082-568-7745 |
| 南区役所建設部建築課 | 南区皆実町一丁目5番44号 | 082-250-8960 |
| 西区役所建設部建築課 | 西区福島町二丁目2番1号 | 082-532-0950 |
| 安佐南区役所農林建設部建築課 | 安佐南区古市1丁目33番14号 | 082-831-4952 |
| 安佐北区役所農林建設部建築課 | 安佐北区可部四丁目13番13号 | 082-819-3938 |
| 安芸区役所農林建設部建築課 | 安芸区船越南三丁目4番36号 | 082-821-4928 |
| 佐伯区役所農林建設部建築課 | 佐伯区海老園二丁目5番28号 | 082-943-9745 |
| 都市整備局指導部建築指導課 | 中区国泰寺町一丁目６番３４号 | 082-504-2288 |

　○消防法関係（事業所の所在地を管轄する消防署へ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中消防署予防課 | 中区大手町五丁目20番12号 | 082-546-3511 |
| 東消防署予防課 | 東区光町二丁目12番6号 | 082-263-8401 |
| 南消防署予防課 | 南区的場町二丁目5番14号 | 082-261-5181 |
| 西消防署予防課 | 西区都町43番10号　 | 082-232-0381 |
| 安佐南消防署予防課 | 安佐南区緑井一丁目10番3号 | 082-877-4101 |
| 安佐北消防署予防課 | 安佐北区可部南四丁目26番13号　 | 082-814-4795 |
| 安芸消防署予防課 | 安芸郡海田町堀川町3番12号　 | 082-822-4349 |
| 佐伯消防署予防課 | 佐伯区五日市中央七丁目25番18号 | 082-921-2235 |

　○老人福祉法（老人福祉施設）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 | 中区国泰寺町一丁目6番34号 | 082-504-2145 |

　○介護保険法（介護サービス事業所）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉局高齢福祉部介護保険課 | 中区国泰寺町一丁目6番34号 | 082-504-2721 |

　○障害者総合支援法（障害福祉サービス事業所等）、児童福祉法（障害児通所支援事業所等）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 | 中区国泰寺町一丁目6番34号 | 082-504-2841 |

　○食品衛生法（飲食店営業施設、喫茶店営業施設）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉局保健部食品指導課 | 中区富士見町11番27号 | 082-241-7404 |

　○旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法等（旅館、理容所、美容所、クリーニング所等）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉局保健部環境衛生課環境衛生係 | 中区富士見町11番27号 | 082-241-7408 |

　○医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等（病院、診療所、助産所、施術所等）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉局保健部環境衛生課医務係 | 中区富士見町11番27号 | 082-241-1585 |

　○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等（薬局、ドラッグストア等）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉局保健部環境衛生課薬務係 | 中区富士見町11番27号 | 082-241-1585 |

　○児童福祉法（保育所）、子ども・子育て支援法（認定こども園）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| こども未来局保育指導課 | 中区国泰寺町一丁目６番３４号 | 082-504-2154 |

　○児童福祉法（児童福祉施設（保育所、認定こども園、児童館、障害児入所施設以外）関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| こども未来局こども・家庭支援課 | 中区国泰寺町一丁目６番３４号 | 082-504-2161 |

　○高齢者の居住の安定確保に関する法律（サービス付き高齢者向け住宅）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 都市整備局住宅部住宅政策課 | 中区国泰寺町一丁目６番３４号 | 082-504-229１ |

　○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業施設、店舗型性風俗特殊営業施設、特定遊興飲食店営業施設）関係

（事業所の所在地を管轄する警察署へ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広島中央警察署生活安全課 | 中区基町9番48号 | 082-224-0110 |
| 広島東警察署生活安全課 | 東区二葉の里三丁目4番22号 | 082-506-0110 |
| 広島南警察署生活安全課 | 南区出汐二丁目4番65号 | 082-255-0110 |
| 広島西警察署生活安全課 | 西区商工センター四丁目1-3　 | 082-279-0110 |
| 安佐南警察署生活安全課 | 安佐南区西原九丁目3-20 | 082-874-0110 |
| 安佐北警察署生活安全課 | 安佐北区可部四丁目14-13　 | 082-812-0110 |
| 海田警察署生活安全課 | 安芸郡海田町つくも町1-45 | 082-820-0110 |
| 佐伯警察署生活安全課※事業所等の所在地が広島市以外の方は、広島県又は関係町役場へ確認をお願いします。 | 佐伯区倉重一丁目26-1 | 082-922-0110 |

＜令和５年９月１３日修正＞